

平成 27年 2月 20日
福島県土木部まちづくり推進課
福島県国見町企画情報課

国見町「歴史的風致維持向上計画」の認定について

国見町が、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)」に基づき認定申請していた歴史的風致維持向上計画について、下記のとおり主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)から認定されることとなりましたのでお知らせします。
なお、本県では白河市に続き2番目の認定となります。

1 認定日

平成27年2月23日(月)

(うへの国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を町長に対して直接交付)

2 歴史まちづくり法の概要

地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行された法律。

我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致*について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するもの。

※歴史的風致:地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のこと

3 国見町の歴史的風致維持向上計画の概要

別紙のとおり。

なお、国見町の計画については、今回認定を受ける京都府向日(むこう)市及び奈良県奈良市の計画とともに、国土交通省、文化庁及び各市町のホームページに23日以降に公開されます。

4 県の役割

法に基づく協議会の委員となるほか、町が各種事業を実施する際の助言を行います。

【問い合わせ先】

(法律の内容) 土木部まちづくり推進課 主幹兼副課長 佐藤 電話 024-521-8372(内 3638)

(国見町の計画内容) 国見町企画情報課 課長 菊地 電話 024-585-2967

(別紙)

国見町歴史的風致維持向上計画（福島県国見町 認定申請日 H27.1.22）

史跡「阿津賀志山防塁」等を含み、阿津賀志山防塁の顕彰・
教育活動や鹿島神社例大祭等の祭礼の活動が受け継がれ、
宿場町や農村集落の歴史的建造物が残る国見町歴史的風致
維持向上区域を重点区域とし、阿津賀志山防塁の史跡整備、
国見石の保存・活用調査、無形民俗文化財の活動支援等の
事業が位置づけられています。



【阿津賀志山防塁の顕彰・教育活動】